

法適用の判断むずかしい積層棚 外部からの働きがけで検討も



自治省消防庁予防救急課 小林 恭一 課長補佐

本紙 現在どのような基準で、倉庫内の防災指導をしていますか。

小林課長補佐 それは消防法の政令と施行規則を基準にしています。ただ、倉庫用の政令というのではないわけですね。ですから、消防法17条の体系で、防火対象物の用途、構造、規模に応じて消防設備をつけなければいけないとなっており、その細かい内容が政令以下で決まっていますので、これが基準になると思います。例えば、政令の10条でいえば（消火器具に関する基準）というのがある、これは劇場なら面積に関係なく消火器具が要るというようになっています。倉庫に関係する14項では、延面積が150平方メートル以上になったら消火器具が要るとなっています。以下、消防設備ごとに決まりがあって、この中にたまたま倉庫が入っているということですね。

本紙 倉庫や工場の内容はだいぶ変わってきていると思うんですが、それについての対応は自治体でケースバイケースでやっていますね。

中二階は床か棚か

小林課長補佐 倉庫のうち、危険物だとか特殊可燃物だとかは法17条の体系に加えて、それぞれ対応していますが、そういうものを入れていない一般の倉庫については、今のところ見直す必要性があるという認識はあまりありません。

本紙 例えば、倉庫に対する規制は床面積が基準になっていますが、製品でいうと「中2階」というような呼び方をするものがありまして、倉庫内の空間にもうひとつ床をはって、棚を載せるわけですね。そうすると、これを床とみるのかあるいは棚の一部としてみるのかで倉庫の面積が変わ

るわけですね。例えば、床としてしまうとスプリンクラーとかその他の消防設備が必要になるということが考えられるわけですが、倉庫内での用途としては棚であるということがありますね。この辺はいかがでしょうか。

作業内容の捉え方の問題

小林課長補佐 その辺については、昭和40年6月15日の予防課長回答というのがありまして、「倉庫内に設ける積荷用の棚の取扱いについて」という項が入っています。これですと「棚と2階の床とを区別する規準は何に拠るべきか」という質問に対して「棚または床の区別については、一般的には、当該部分に積荷を行う場合に、積荷を行う者が当該部分の外部にいてその作業を行うことができる構造のものを「棚」とし、当該部分を歩行し、またはその上でいて作業を行うものを「床」とすることが適当であるが、具体的には、その形状、機能等を勘案の上、社会通念に従って判断することが必要である。」としています。

本紙 となると、作業の捉え方が問題になりますね。そうすると、自治体ではケースバイケースでみているわけですから、ある地区ではいいとされたものが別の地区ではだめということになりますね。

小林課長補佐 それは、境界領域によってはいろいろあるかも知れません。例えば「1.5m以下は床にみなさい」などというようにピシッと決めてしまえば簡単ですが、そうすると、上に乗らないのにどうして床なんだなどということが出てきそうですね。高さで規定すれば明快であっても、実態から見てそういう規定の仕方は適当でない

判断したのだと思います。将来どういう形態のものが出てきても一応対応できるように、このように抽象的な決め方をしてやってきたわけですね。これは、倉庫に限らずどんなものでも同じです。建築規準法などでも境界領域というものは必ずあって、場合によって解釈が異なるなどということもあるわけです。そういう場合行政上は、実例がかなり多くなって一定の傾向が出てくれば、それをまとめて基準なり行政実例の形で統一していくことになるだろうと思います。

本紙 その一定の傾向が出てくるというのは、どういう時点を捉えてのことでしょうか。

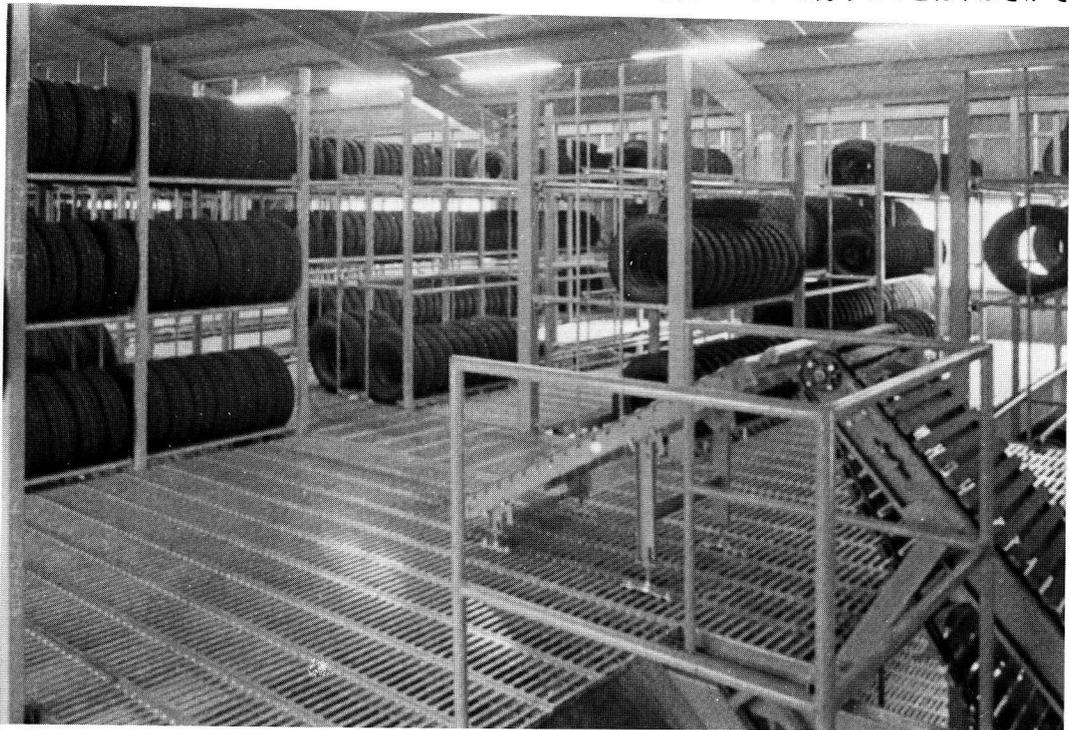
棚の用語が統一

小林課長補佐 それは、去年一般的であったものが来年になったら違うとか、どんどん傾向が変化している時は決めにくいですが、ある程度決まってきたら、こういうものについてはこういうふうに対処するというものを出していくのはあると思いますね。倉庫については、そういう要望が今まであまりないから、していないんでしょう。

本紙 棚の業界からしてみると、今まで用語とかがまだ決まっていなかったの言いにくいということがあったらいいですね。でも4月に、用語とか機能とかいうことの統一がされて少し働きかけていこうか、というような声がぼつぼつ起こりつつあります。

細分化して検討

小林課長補佐 そういうものがまとまったら、こちらに聞かせて頂きたいと思いますね。要するに、ある程度まとまっていないうちは、さっき申し上げたように、社会通念上から判断して、人が上に乗るものは「床」であるし、乗らないで作業しているものは、あるいはフォークリフトのようなもので品物を積むようなものは「棚」ではないかというような非常に抽象的な言い方をせざるを得ないし、そういうとかなり幅があって、確かにおっしゃるように、場合によって判断が違うというのはあり得るでしょうね。ただ、ものがある程度かたまってくれば、それをもう少し細分化して、こういう場合はこうだと分けることはやぶさかだ



積層棚は床か棚か

はないと思っています。

本紙 棚はひとつの例ですが、それ以外にもいろいろあって、倉庫、工場の使い方も変わってきていると思います。つまり、倉庫とか工場の防災対策・指導は、今うかがった政令によってやってらっしゃるわけですが、こうした変化にはどのように対応するのでしょうか。

外部からの働きかけが必要

小林課長補佐 倉庫・工場の使い方がどう変化してきているのか、詳しいことは現在はずつかんていません。ただ「倉庫というものはこんなものだ」という考え方で想定したのから現在のものが防災上非常にかけはなれた構造になってしまえば、また見直していくということには当然なるでしょうね。それは社会的な声とか要望とか、組合・団体の働きかけという形で出てきて、国として問題があると考えれば新しい形のものに対応していくことになると思います。そういうものがないうち

は、こちらとしても何が問題なのかわかりませんから動きようがないですね。

行政実例の積み重ね

本紙 そうすると、現状の基準とか判断基準で現実にそうした変化に対応できているのかできていないのかというのは、まだ正確にはわからないということなんでしょうね。

小林課長補佐 現場の消防機関が判断に困って防災上建物をどんなふう判断したらいいでしょうかと質問があると、それはこちらで調べて、大体こんなところで判断したらどうでしょうかとお答えしているんです。それはどこの県から来たものでも、全国に通知して、一応これについてはこんな考え方で扱いなさいと指導します。その時、さらに細かいところはわからないのでどうでしょうかとまた質問が来ると、そのつど調べてこういうふうにしなさいよと行政実例の積み重ねをしているわけです。それは、法律、政令、規則の段階で



工場の設備も日進月歩で変化している